

# 『お知らせ』

亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部からの通知に基づき、亀岡市総合福祉センター施設使用の取り消しについて下記のとおり対応いたします。

## 記

### ①対応内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由に使用をキャンセルされた場合は、すでに納めていただいている利用料を全額還付します。

### ②還付の対象期間

使用日が令和2年2月21日～当分の間（対象期間の終了の日は、後日決定します。）

※ただし、使用日の使用区分開始【午前（9:00）・午後（13:00）・夜間（18:00）】までに申請されたものを対象とします。

③「使用許可取消届・使用料還付申請書」を提出してください。

### ④持ち物

- ・ 亀岡市総合福祉センター使用許可書
- ・ 申請者の認印（シャチハタ等不可）